

生駒市条例第 29 号

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 9 月 19 日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業給水条例（昭和 35 年 12 月生駒市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「上町の一部」の次に「、上町台」を加える。

附 則

この条例は、生駒市東白庭土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から施行する。